

石川県公報

平成 26 年 3 月 25 日

第 1 2 6 8 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	4
○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の平成26年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (水産課)	1	○土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○土地区画整理組合の理事就任公告 (同)	5
○県道の供用の開始 (同)	4	正 誤	
○景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	4	○平成24.1.10第12456号中	6
		○平成25.12.17第12656号中	6

告 示

石川県告示第113号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成26年2月27日
- 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町2番1号
- 落札金額
75,168,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年1月17日

石川県告示第114号

石川県水産種苗配付規則 (昭和31年石川県規則第32号) 第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の平成26年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
苅谷津幡線	河北郡津幡町字津幡ル53番2地先から 河北郡津幡町字津幡ヌ15番地先まで	旧	7.34～12.44	144.6	津幡土木事務所 維持管理課
		新	12.00～16.30	144.6	

石川県告示第116号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成26年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
苅谷津幡線	河北郡津幡町字津幡ル53番2地先から 河北郡津幡町字津幡ヌ15番地先まで	平成26年3月27日	津幡土木事務所 維持管理課

石川県告示第117号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、同項に規定する景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
白山ろく国道157号等沿線景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域

道路名	区 間	区域（道路境界線から）
一般国道157号	白山市白山町411番地先から 白山市瀬戸午之部77番1地先まで	両側100メートル以内
一般国道360号	白山市瀬戸未之部15番1地先から 白山市瀬戸卯之部43番4地先まで	〃

石川県告示第118号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、景観保全型広告整備地区の指定（平成26年石川県告示第117号。以下「告示」という。）により指定した白山ろく国道157号等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成26年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
本路線は、白山麓地域を縦貫する主要幹線道路として、地域住民の生活のみならず広域交流を支える重要な役割を担っている。また、沿線地域には、霊峰白山や手取峡谷などの自然と伝統的な山村集落が織りなす美しい景観が数多く残されており、「白山手取川ジオパーク」として、景観の保全と活用に向けた取組が進められている。
本路線沿線の優れた景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、改修等に係る掲出量、色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限り。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <p>1 15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

公 告

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市栗津駅西土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
内 藤 美 希	小松市沖町レ92番地	平成25年12月3日

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市栗津駅西土地区画整理組合
就任した理事